

<表の見方>



- … 総合等級で判断する制度です。手帳の1ページ目の等級で確認してください。
- … 各障がい等級で判断する制度です。手帳の2ページ目の障がい名と括弧内の等級で確認してください。対象要件と等級の両方を満たす方が対象となります。
- △ … 手帳の等級以外に対象要件が設けられています。

※この表はあくまで目安です。各制度の詳細については本文ページをご参照ください。

制 度		等 級		対象要件	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ペー ジ
		障がい名	等級								
医療費の助成	重度障がい者福祉医療費助成制度				△	△	△				4
	自立支援医療	更生医療			△	△	△	△	△	△	5
	自立支援医療	育成医療			△	△	△	△	△	△	5
	医療保険の選択				○	○	○	△			5
税の控除・減免	所得税・住民税の控除				○	○	○	○	○	○	5・6
	自動車税の減免 軽自動車税の減免	本人運転	下肢、体幹、移動		○	○	○	○	○	○	6・7
			視覚		○	○	○	○			
			聴覚、平衡、音声、内部、免疫		○	○	○				
		介護者運転	視覚		○	○	○	○			
			聴覚、平衡、下肢、体幹、内部、免疫		○	○	○				
			上肢		○	○					
	所得税の軽減 (バリアフリー改修工事特別控除)				○	○	○	○	○	○	7
	事業税の控除		視覚に限る		○	○	○				7
	相続税の控除				○	○	○	○	○	○	8
贈与税の控除				○	○					8	
行動範囲の拡大	有料道路通行料の割引				○	○	○	○	○	○	8・9
	JR運賃の割引				○	○	○	○	○	○	9
	タクシー運賃の割引				○	○	○	○	○	○	9
	予約型乗合タクシー(愛称:愛のリタクシー)運賃の割引				○	○	○	○	○	○	10
	近江鉄道バス・湖国バス運賃割引				○	○	○	○	○	○	10
	航空旅客運賃の割引				○	○	○	○	○	○	10

等 級 制 度		対象要件	1級	2級	3級	4級	5級	6級	ペ ー ジ	
行動範囲の拡大	自動車燃料費、タクシー運賃の助成		○	○	○				10	
		(※燃料費助成は1, 2級)								
	駐車禁止の対象除外	上肢		○	○					11
		聴覚、平衡、体幹、内部、免疫		○	○	○				
		視覚、下肢、移動		○	○	○	○			
	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	程度区分による	△	△	△	△	△	△	11	
	ヘルプマーク		○	○	○	○	○	○	11	
	障害者マーク		○	○	○	○	○	○	12	
	車いすの貸し出し		○	○	○	○	○	○	12	
	自動車改造費助成	本人運転	上肢、下肢、体幹に限る	○	○	○	○	○	○	13
		介護者運転	下肢、体幹に限る	○	○					
自動車操作訓練費の助成			○	○	○	○			13	
自動車購入資金の貸付			△	△	△	△	△	△	13	
自動車運転の技能修得費の貸付			△	△	△	△	△	△	13	
公共料金の割引等	NHK放送受信料の減免	視覚、聴覚に限る	○	○	○	○	○	○	14	
		視覚、聴覚以外	○	○	△	△	△	△		
	携帯電話基本料等の割引		○	○	○	○	○	○	14	
	電話番号の無料案内	視覚に限る		○	○	○	○	○	14	
		上肢、体幹に限る		○	○					
	ラホール秦荘けんこうプールの入場料の割引			○	○	○	○	○	○	14
県立施設入場(館)料の割引			○	○	○	○	○	○	15	
社会参加の促進	郵便による不在者投票	両下肢、体幹、移動に限る	○	○					15	
		内部に限る	○	○	○					
	声の広報・点字広報		○	○	○	○	○	○	15	
	点字図書の給付	視覚に限る		○	○	○	○	○	15	
	FAX110番	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	16	
	警察庁の緊急通報「110番アプリ」	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	16	
	東近江消防 Web119	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	16	
	Net119 緊急通報システム	聴覚、言語に限る		○	○	○	○	○	16	
	意思疎通支援事業			○	○	○	○	○	16	
	滋賀県障害者スポーツ大会			○	○	○	○	○	17	

制 度		等 級						ペ ー ジ	
		対象要件	1級	2級	3級	4級	5級		6級
手 当 ・ 年 金 等	特別障害者手当		△	△					18
	障害児福祉手当		△	△					18
	児童扶養手当		△	△					18
	特別児童扶養手当		△	△	△				18
	障害年金		△	△	△	△	△	△	19
	特別障害給付金制度		△	△	△	△	△	△	19
	障害者扶養共済制度		○	○	○				19
日 常 生 活 の 支 援	補装具費支給		△	△	△	△	△	△	20
	日常生活用具給付		△	△	△	△	△	△	20
	住宅改修費給付	下肢、体幹、移動に限る(一部上肢2級以上)	○	○	○				21
	住宅改造費の助成	肢体、視覚に限る	○	○					21
	生活福祉資金の貸付		△	△	△	△	△	△	21
	身体障がい者世帯向け県営住宅	下肢、体幹に限る	○	○	○	○			21
	重度心身障がい者緊急通報システム		○	○					22
	スモン障害者採暖費支給		△	△	△	△	△	△	22